都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十一年十二月八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　許可番号

平成二十一年七月三十日郡土第五－七号

平成二十一年十一月六日奈良県指令郡土第五－七－一号

平成二十一年十一月二十日奈良県指令郡土第五－七－二号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成二十一年十一月二十五日郡土第四六〇号

公共施設に関する工事の検査済証　平成二十一年十一月二十五日郡土第一三八号

三　開発区域に含まれる地域

生駒市生駒台南二一九番地ノ六、二一九番地ノ七、二一九番地ノ八、二一九番地ノ九及び二一九番地ノ一一並びに俵口町一四二三番地ノ二四及び一四二三番地ノ二五

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町九三〇－七

大栄位株式会社　代表取締役　焼野好文

五　公共施設の種類、位置及び区域

道路　生駒市生駒台南二一九番地ノ六

下水道　生駒市生駒台南二一九番地ノ六の一部